

## (2) カントリーレポート

インドネシアにおいて知的財産権に関する法律を執行することに関する法的側面

インドネシア共和国最高裁判所 KPH.H.SOEHARTO

I.G.AGUNG SUMANATHA

翻訳：青柳由香

### ・序文

知的財産は、創造的な努力を用いた人間の知的能力の結果としての作品である。こうした作品は、科学、文学、芸術、技術その他であって、経済的価値を有するものが該当する。こうした作品は、独占的権利の所有者に損害を与え、ひいては、国内的及び国際的な経済、情報、通信、運輸、技術の急速な発展に悪影響を及ぼす違法な経済的利益を違法に得るために濫用されることを防ぐために国家によって保護されなければならない。パンチャシーラ（国家イデオロギー）及び1945年憲法に基づき公正かつ豊かな社会を達成するために我が国の開発のために極めて必要な作業に対する意欲を醸成する伝導的な雰囲気を生み出すために、知的財産の保護を高めることが必要である。

かかる期待を達成するために、インドネシアは、世界貿易機関設立協定の一部である偽造品の貿易を含む知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に参加・署名し、これは1994年の法律第7号によって承認された。この結果、インドネシアは、国内法をTRIPs協定に沿ってハーモナイズする義務を負っている。国家及び国際的な利益を目的として、知的財産権分野における法執行に対するコミットメントを表明している。行政府としてのインドネシア共和国政府は、立法府としての議会の協力を得て、既存の関係法の改正、又は、それまで法律によって規律されているものについては、新規の法律の制定及び公布を行なうことにより知的財産権に関する法律を制定した。現時点においては、知的財産権を規律する法律は次の通りである。

- トレードシークレットに関する2000年法律第30号
- 工業デザインに関する2000年法律第31号
- 半導体集積回路の回路配置に関する2000年法律第32号
- 特許に関する2001年法律第14号
- 商標に関する2001年法律第15号
- 著作権に関する2002年法律第19号

この報告書においては、我々は、著作権に関する2002年法律第19号、特許に関する2001年の法律第14号、商標に関する2001年の法律第15号に限定するものとする。上記の最後の2つは、2001年8月に有効に適用されるようになり、また、知的財産権に関するほとんど事件は、商標、特許、及び、著作権に関するものであって、商事裁判所で取り扱われている。

知的財産権及びその実体的問題に関する法律は、知的財産の所有者の独占的権利を保護するために実施する上で適切なものであり、例えば、商標、及び、特許の事件の審理においては、商事裁判所、及び、最高裁判所 / 控訴審における時間的枠組みが規定されている。例えば、商標取り消しの事件に関する決定は、申し立てが提出されてから遅くとも 90 日で商事裁判所によって行なわれることを要し、また、最高裁判所長官の承認がある場合には最長で 30 日間延長することができるが（商標に関する 2001 年の法律第 15 条第 80 条(8)を参照）特許事件においても、申し立てが提出されてから遅くとも 180 日以内に商事裁判所は、決定しなければならない（特許に関する 2001 年の法律第 14 号第 121 条(2)参照）。著作権の事件については、商事裁判所へ申立が提出されてから 90 日以内に商事裁判所は決定を行わなければならないが、最高裁判所長官の承認がある場合には、最長で 30 日間延長することが可能である。

商標及び著作権に関する控訴審の決定は、最高裁判所が控訴の申し立てを受領した日から遅くとも 90 日後に行なうことを要し（商標に関する 2001 年の法律第 15 号第 83 条(9)、及び、著作権に関する 2002 年の法律第 19 号第 64 条(3)参照）特許事件の決定は、最高裁判所が控訴の申し立てを受領した日から遅くとも 180 日後に行なうことを要する（特許に関する 2001 年の法律第 14 号第 123 条(9)参照）。

事件の取り扱いにおける時間的制限（時間的枠組み）は、望ましくは、知的財産権の事件が、迅速な態様で完了することを意味し（迅速なプロセス）知的財産権はその性質上迅速なプロセスを必要とする商業的問題を含むことから、これによって当事者を害することがないようにするというものである。これに加えて、商標法及び特許法は、差止措置について定めており、また、罰則に関する従来からの既存の制度を維持している著作権法を除く全ての知的財産権法における告訴状に基づく刑事法規と通常の刑事法規との乖離を理由として、刑罰に関しては大きな変更がなされた。

我が国には、妥当な知的財産権法があるが、不幸にも現実には、関連法についての多数の違反又は侵害が存在し、インドネシアは、USTR の優先監視リストに掲載されており、また、正義を追究する者は、知的財産権法の執行について満足していない。上記の事情に基づき、我々は、知的財産権法の執行における我々の障害の一つは、司法及びその機関を含む法執行担当者であることを認識しなければならない。他方、我々は、知的財産権に関する幾つかのあるいは多数の裁判所の決定が正義をもたらしてきていることを評価している。こうした状況は、法の支配による法に基づく国家としてのインドネシアのイメージに影響しかねず、また、就労意欲をそぎかねないものであること、及び、投資を促進するためにも、克服していかなければならないものである。上記に言及したことに基づき、司法当局は、次の分野での重要な措置をとることが必要である。

- 法律
- 人材
- 制度・組織に関する問題

知的財産権事件を審理する裁判官の雇用は、適切に実施される必要があり、選択・任命される裁判官は、高い能力を有し、知的財産権に関する教育上の背景を持っている必要があり、こうした能力及び教育上の背景によって、事件の審理における不一致及び不統一が減少することが高く期待されるものである。

制度的及び組織的な問題に関しては、大統領令第 97 号の公布によって、我々は、インドネシア全土にさらに 4 つの商事裁判所を設立した。即ち、マカサル商事裁判所、メダン商事裁判所スラバヤ商事裁判所、及び、セマラング商事裁判所であり、これらは正式に開設された。これによって、我々は全体で 5 つの商事裁判所を持っていることになったが、残りの一つは、ジャカルタ中心部にある地方裁判所に以前に設立されたものである。上記の商事裁判所の設立は、当事者が、知的財産権の事件を審理する管轄権を有する至近の商事裁判所へ訴えを提起することを可能にするものである。但し、通常の、地域的な裁判所管轄権に服するトレードシークレットの事件は除かれる。最高裁判所において専門的な判事を任命することは、基本的には専門性を生み出すために任命するものであり、これによって、民事事件におけるような不統一性が回避されることが期待されている。同様の取り扱いは、商事裁判所の裁判官の採用においても適用される。こうした裁判官は、商事裁判所に指名・任命される前に、一定期間訓練を受けている。就任後は、高潔性と専門性を維持しつつ、国内及び外国の双方における研修によって定期的な訓練を受けている。商事裁判官の枠組み、昇進パターン及び地方勤務を持続的かつ良好に組織されたものとするようになるよう配慮することは重要である。

#### ・ 親告罪として犯罪行為及び知的財産権法の執行における二重の制度

トレードシークレットに関する 2000 年法律第 30 号第 17 条(2)の刑事規定、工業デザインに関する 2000 年法律第 30 号第 54 条(3)、半導体集積回路の回路配置に関する 2000 年法律第 15 号第 95 号は、これらの法律における犯罪行為は、親告罪として分類されるが、これは著作権に関する 2002 年法律第 19 号において通常の犯罪として規定されているものとは異なっている。後者に関しては、被害当事者・犠牲者からの報告・告訴がない場合であっても捜査、訴追が行なわれる（著作権に関する 2002 年法律第 19 号第 XIII 章第 72 条、第 73 条参照）。著作権法の刑事規定に適用される異なる取り扱い・措置は、著作権の違反及び侵害事件は多数発生するが、ほとんど審理されることがないという考え方によるものである。

刑事規定を親告罪の規定へと変更したことは、我々が、知的財産権に対する違反又は侵害への取り組みに熱心ではないことを示すものではない。刑事規定の変更は、知的財産権の執行に関するインドネシアにおける現状への現実的な対応にすぎない。以下は、刑事規定が、親告罪の規定となったことについての理由である。

1. 工業デザインその他を含む知的財産権は私的権利であり、違反・侵害に対し権

利所有者の権利は保護され、また、実行者は制裁を科される。

2. 知的財産権は、当事者間に契約関係をもたらすビジネスの一部である。
3. 告訴に基づかない通常の犯罪は、ほとんどの関係者が民間部門の者であるにもかかわらず基本的には、和解は認められない。
4. 親告罪としての刑事規定は、被害当事者・犠牲者のみが、捜査・訴追を停止することができる。法執行者・警察は、被害報告が正式に提出されない限り犯罪の発生について知らず又は知らないものとみなされる。
5. 知的財産権の刑事規定が通常のものであれば、犯罪が行なわれても、犯罪抑制措置がとられないという事態を容認しなければならないことになる。

親告罪制度に基づく刑事規定は、権利の違反又は侵害を被った被害当事者に民事訴訟若しくは刑事訴訟又はその両方を同時に行なうか否かについての選択肢を与えるものであり、また、達成できる期待に応じた選択肢を提供するものである。上記の制度による選択肢は、知的財産権事件への法の執行における二重の制度によりもたらさせる予期しない結果又は影響を防ぐこともできるのである。

知的財産権の事件に対する法の執行においては二重構造が存在することに留意することが必要である。これは、民事の知的財産権事件が商事裁判所を第一審裁判所とし、影響を受けた当事者又は敗訴当事者は、最高裁判所に対し直接控訴を申し立てることができ、また、控訴審において影響を受けた当事者、最高裁判所に対し特別の救済措置としての民事の審理を求めることが認められているという事実によるものである。知的財産権に関する民事の事件は全て、商事裁判所及び最高裁判所の双方において、専門的な裁判官によって審理されるが、他方、知的財産権に関連する刑事事件は、犯罪が行なわれた場所及び被害当事者についての一般的な裁判所の管轄権に服し、地方裁判所の決定については、高等裁判所へ控訴することができ、高等裁判所の決定について影響を被った当事者は、最高裁判所へ上告することができ、さらに、最高裁判所の裁定について、最高裁判所において再審理を受けることができる。あらゆる審級における知的財産権に関する刑事法規の執行においては、事件は、専門的な裁判官によって審理されるわけではない。上記の二重の制度は、理論的に、また、潜在的には、当事者が、同時に民事と刑事の両方の手続において法的措置をとった場合には、それぞれが異なる管轄権又は裁判所で行なわれることから、民事事件と刑事事件の間で異なるか逆の結果又は判決となる場合があり得る。2002年から2005年5月までの期間に、最高裁判所は、約132件の民事の知的財産権に関する事件について決定を行なったが、これは、113件の商標事件、4件の著作権事件、10件の工業デザイン事件、及び、6件の特許事件からなるものである。同時期に、最高裁判所が決定を行なった刑事の知的財産権の事件は、約44件のみであった。

知的財産権に関する我が国の新しい法律のほとんどの刑事規定が、告訴状に基づくものであるが、禁固及び罰金として課される制裁はいずれも、従前のもものと比較すると十分に厳しいものであり、これによって抑止的效果がもたらされることが期待される。以下は、制裁に関する関連規定である。2001年法律第14号は次の通り定めている。

第 130 条：第 16 条に定める行為を行なうことによって故意かつ権利なしに特許所持者の権利を侵害する者については、最高 4 年の禁固、及び（又は）最高 Rp500,000,000.00（5 億ルピア）の罰金を宣告する。

第 131 条：第 16 条に定める行為を行なうことによって故意かつ権利なしに単純特許所持者の権利を侵害する者については、最高 2 年の禁固、及び（又は）最高 250,000,000.00（2 億 5 千万ルピア）の罰金を宣告する。

第 132 条：第 25 条第(3)項、第 40 条、及び、第 41 条に定める義務の履行を故意に怠る者については、最高 2 年の禁固を宣告する。

商標に関する 2001 年法律第 15 号第 XIV 章は次の通り定めている。

第 90 条：他の者の登録商標と同一の標識を生産されたか又は取引きされる物品又はサービスと同じ種類のものについて故意かつ権利なしに使用する者は、最高 5 年の禁固及び（又は）最高 Rp1,000,000,000.00（10 億ルピア）の罰金を宣告する。

第 91 条：他の者の登録商標とその本質的部分が類似している標識を生産されているか又は取引きされている物品又はサービスと同じ種類のものに故意かつ権利無しに使用する者は、最高 4 年の禁固及び（又は）最高 Rp800,000,000.00（8 億ルピア）の罰金を宣告する。

第 92 条第(1)項：他の者の地理的表示と同一の標識を登録されている物品と同じ種類のものに故意かつ権利無しに使用する者は、最高 5 年の禁固及び（又は）最高 Rp1,000,000,000.00（10 億ルピア）の罰金を宣告する。

第 92 条第(2)項：他の者の地理的表示とその本質的な部分が類似している標識を登録されている物品と同じ種類のものに故意かつ権利無しに使用する者は、最高 4 年の禁固及び（又は）最高 Rp800,000,000.00（8 億ルピア）の罰金を宣告する。

第 92 条第(3)項：侵害物品の実際の出所についての表明又は登録されている物品若しくは地理的表示に基づき保護されている物品の模倣物品であることを示す文言は、第(1)項及び第(2)項に定める規定の適用を害するものではない。

第 93 条：物品又はサービスを表示する根拠に基づき保護されている標識を故意かつ権利無しに使用する者は、これによって物品又はサービスの出所について人々を欺罔するか誤解させる可能性がある場合、最高 4 年の禁固及び（又は）最高 Rp800,000,000.00（8 億ルピア）の罰金を宣告する。

第 94 条第(1)項：第 90 条、第 91 条、第 92 条及び第 93 条についての侵害に由来する物品又はサービスであることを知っているか又は知り得べき物品又はサービスを取引きする者は、最高 1 年の禁固及び最高 Rp200,000,000.00 (2 億ルピア) の罰金を宣告する。

第 94 条第(2)項：第(1)項に定める犯罪は侵害である。

第 95 条：第 90 条、第 91 条、第 92 条、第 93 条及び第 94 条に定める犯罪は、告訴状の対象となる犯罪である。

上記の刑事規定によれば、裁判所の決定は、抑圧的かつ懲罰的機能を同時に果すものであり、抑止的效果をもたらすことができるものと思われる。しかし、実際には、知的財産権に関する幾つかの裁判所の決定は、次の理由から満足すべきものではないと考えている。

1. わずかな禁固刑及び罰金刑は、抑止効果をもたらしていない。
2. 犯罪を実行するために用いられた証拠・機器は、裁判所の決定に基づき被告人に返却され、この結果、機器は、同一の犯罪の再犯のために再度使用される可能性がある。
3. 保護観察は不公正であり、抑止効果がない。

こうした問題を認識し、最高裁判所は、研修、ワークショップ、セミナー等を通じた裁判官の人材構築強化による全ての審級での裁判所の決定の質の改善に取り組んだ。

こうした最高裁判所の取り組みにかかわらず、2004 年の法律第 5 号により改正された 1985 年法律第 14 号第 30 条に定める規定によってまだ障害が存在している。同条は主として次の通り定めている。控訴において最高裁判所は、次の理由により全ての裁判所の決定を却下するものとする。

1. 裁判所が、管轄権がないか又は管轄権の範囲を逸脱した場合
2. 有効な法律を誤って適用したか、又は、回避した場合
3. 法律によって必要とされる要件を満たすことなく、これによって決定が取り消されるおそれがある場合

上記の規定によれば、最高裁判所は、下級審の裁判所の決定が軽すぎることを理由として下級審の裁判所の決定を無効にするか又は却下する権限はないと解釈することができる。我々としては、決定の根拠となる法的な理由付けが十分に検討されていないか又はない場合に制裁が課される場合を除き、刑罰の内容が、最高裁判所が下級審の決定を無効とするか却下するための唯一の理由にはなり得ないと結論づけている。

知的財産権に関する法の執行は、十分に法律を執行している国にとっては、それが経済

発展に影響することになるものであるため、国際的な関心を集めている。知的財産権に関する法の執行は国内外の投資家が考慮する重要な要素の一つであることに留意することは重要である。

・ 緊急差止措置、手続上の問題、損害、及び、損害額を算定するための評価方法

知的財産権に関する紛争解決及び訴訟が、商事裁判所の管轄に服する場合、法律施行上の複雑な問題が生じてくる。"Penetapan semetara Pengadilan" (以下においては「緊急差止命令」と言うものとする)は、我が国の裁判所においては新しい制度あるいは実務であるが、これは、TRIPs 協定第 50 条第 3 項において定められている暫定的措置を採用したものであり、アングロサクソンの多くの国々において存在し発達してきた法律実務である。

特許に関する 2001 年法律第 14 号第 XIII 章の第 125 条から第 128 条まで、商標に関する 2001 年法律第 15 号第 XII 章の第 85 条から第 88 条まで、及び、著作権に関する 2002 年法律第 19 号第 XI 章の第 67 条から第 70 条までに定められている緊急差止命令は、主として Anton Piller Order 事件 (Anton Piller KG 対 Manufacturing Processes Ltd. 1976 年) に由来する差止措置に類似している。Anton Piller Order に関しては、これは、侵害された知的財産権の所有者が申し立てた要請に対し裁判官が発出した裁判所の命令に関するものであり、商事裁判所の裁判官は、侵害者に対し、権利所有者の弁護士、又は、中立の第三者 (独立の弁護士) が、証拠の調査、又は、証拠を保全し証拠隠滅を防ぐために侵害者の建物に立ち入ることを認めるよう命じたものである。商事裁判所の裁判官の命令は、一方当事者の申し立てによるものであり、この命令は迅速に発出され、独占的な権利所有者を保護するものであった (迅速かつ効果的な措置)。Anton Piller Order を要請するにはとりわけ次の要件が必要である。

- 申立人が、知的財産権の正当な所有者であること。知的財産権の所有者であることに関する証拠を同封することによる。
- 申立人は、侵害者が知的財産権を侵害する違法行為を行なったことを証明することを要し、かつ、侵害者が、証拠の破棄及び隠匿を行なう可能性についての顕著な兆候があること。
- 申立人は、緊急差止措置に関する裁判官の命令が発出されなかった場合、権利所有者に回復不可能な損害をもたらすものであることを証明することができることを要する。

商事裁判所の緊急差止命令を実施する上での問題は、適切な手続法を欠いていることである。即ち、既存の法律はこれについて詳細な規定をおいていない。例えば、特許法及び商標法は、概括的な関連規定をおいているにすぎない。緊急差止命令は、申立人が、本案を商事裁判所に提起する前に申立人によって要請されるものである。違反又は侵害が明らかであり、いずれかの商事裁判所に、訴訟が提起されていないことについての一応の証拠 (prima facie evidence) が要請の根拠となる。インドネシアの民事訴訟法 (HIR/RBG) は、provisi の決定について定めているが、これは、当事者が HIR 第 186 条及び Rbg 第 191 条に

定める裁判所に訴えを提起した後においてのみ要請することができるものである。HIR に基づく *provisi* についての裁判所の決定は、知的財産法に基づく緊急差止措置又は暫定的措置とは明らかに異なるものである。2001 年法律第 15 号第 85 条は次の通り定めている。適切な証拠に基づき、権利が侵害された当事者は、商事裁判所の裁判官に対し、次に関する緊急差止命令を発出するよう要請することができるものとする。

- 商標に関する権利の侵害となるとの主張の対象となっている流通経路に入ることの阻止
- 関連する標識の侵害に関する証拠の保全

緊急差止措置の適用は、権利所持者が、行為者による侵害の継続を阻止する目的で実施されるものである。商標についての権利の所持者は、商標の所有権に関する証拠を添付の上、商事裁判所に申立書を提出することができる。侵害が明らかであることを示す一応の証拠 (*prima facie evidence*)、物品に関する文書、及び、要請の対象となっている物品の価値に相当する担保金について 2001 年法律第 15 号第 86 条において規定されている。緊急差止命令は、他の者の権利を侵害する疑いがある物品が、輸入を含め、流通経路の入ることを阻止するためにも商事裁判所に要請することができるものである。

緊急差止措置に関しては、2001 年法律第 14 号第 125 条は、次の通り定めている。

- 「特許の実施によって損害を被るおそれのある当事者の要請に基づき」商事裁判所は、次の効力を有する緊急差止命令を発出することができるものとする。
- 特許及び特許に関連する権利の侵害の継続を阻止すること。特に、特許及び特許に関連する権利を侵害すると主張されている製品が、輸入を含め、流通経路に入ることの阻止すること。
- 証拠隠滅を防止するために、特許及び特許に関連する権利に関する証拠を保全すること。
- 被害を被った恐れのある当事者に対し、当該当事者が、特許及び特許に関連する権利について真に権利を有しており、当該権利が侵害されていることについての証拠を提供するよう要請すること。

特許法及び著作権法に基づき商事裁判所が発出する緊急差止命令は、申立人に対し、担保の提供を要請するものではないが、特許に関する 2001 年法律第 14 号第 128 条は、さらに次の通り定めている。緊急差止命令が取り消された場合、被害を受けた可能性のある当事者は、差止命令によって被る損害について緊急差止命令を要請する当事者に対して、請求の申立を行なうことができる。上記については、影響を被る当事者は、緊急差止命令によって被るおそれのある被害についての補償を得るために法的措置をとるべきものと解釈することができる。

商事裁判所が発出する緊急差止命令を実施する上では、多数の問題が生じるが、中でも差止命令を執行する権限は、裁判所書記官、強制執行官、その他のいずれなのか、及び、

如何に実施するかがとりわけ問題である。緊急差止命令の執行は、その性質上、通常の民事事件における没収の実施と比較した場合、大きく異なるものである。なぜならば、知的財産権の事件は、会社及びその従業員に影響を及ぼしかねない営業活動に関係しているものだからである。こうした事情を考慮して、緊急差止命令の期間は、裁判所の命令の発出の日から最長で30日間であり（商標法第87条、及び、特許法第127条参照）期間が経過した後については、当該事件を審理した商事裁判所の裁判官は、緊急差止命令を追認、修正又は取消すか否かを決定するが、緊急差止命令が上級審に対し異議を申し立てることができるか否かという問題がある。商標法の解説によれば、緊急差止命令は終局的かつ拘束力を有するものであり、特許法は、商事裁判所の緊急差止命令が終局的かつ拘束力があるものであるということを明示的に定めているものではないが、同命令が30日間のみ存続するものであることから、論理的には、救済措置あるいは異議申し立ての対象とはならないことから、救済措置あるいは異議の申し立てを利用できず、高等裁判所及び最高裁判所への抗告は双方とも認められないこととなる。いずれにせよ、緊急差止命令を如何に実施するかについての規定の欠如は、あらゆる裁判所の判決及び決定は、最高裁判所に対し控訴を求めて上訴することができることと定める最高裁判所についての2004年の法律第5号によって改正された1985年の法律第14号第30条に影響し得るが、緊急差止命令について十分な規定が置かれていないことから、実施あるいは執行することは困難である。このため、あらゆる利害関係者及び権限を有する当局は、協議を行い、ともに貢献することが必要である。手続法における規定の欠如は、論理的には、最高裁判所規則（PERMA）の発出によって克服することができるものであり、2004年の法律第14号第79条は次の通り定めている。「最高裁判所は、法律において十分に規定されていないと思われる事項がある場合は、円滑な正義の執行のために必要な問題についてより詳細に規定することができるものとする。」

他に行なうべき重要な事項としては、該当する緊急差止命令を良好に適用している国々についての比較研究がある。米国は、NBAバスケットボールの試合に関連する事件について緊急差止命令の実施に成功している。

損害に関連して、商事裁判所において裁判官が緊急差止命令を取り消した場合、商標法は、影響を被る当事者に対し自動的に担保金を支払うべきことを定めている。担保金よりも損害額が大きい場合には、損害額を誰が決定し、如何に執行するかという問題が生じる。上記の全ての問題は、法律によっては十分に規定されておらず、潜在的には、これによって、明確に規定がなされなければならない手続法に関連する問題が生じる（法の適正手続）。その一部として、知的財産権法を執行する上での損害額の決定の評価方法は、複雑な問題であり、実施上の問題を生じる可能性がある。今日において、損害賠償を請求する原告に対しその請求を認める際に、最高裁判所が使用する損害額の評価方法は、（インドネシア民事訴訟法／HIRに基づいて）求められている請求額を明らかにし証明することができるものでなければならない。損害額を算定するための評価方法は、2001年法律第15号第76条を含め、知的財産権法によっては十分には規律されておらず、その解説も、この点については十分には明かにしていない。このため、他の国の実務及び制度についての比較研究が

必要である。

上記に言及したことの一部として、我々には、知的財産権法の執行上の基本的な問題があるが、これは、民事の知的所有権に関する事件に関する手続法、特に、特許に関する 2001 年法律第 14 号及び商標に関する 2001 年法律第 15 号の紛争解決に関する章が、最高裁判所への特別抗告あるいは民事再審という救済手段について規定しておらず、これによって、民事再審の申し立てを認めるか否かという法律に関する疑問が生じる。2004 年法律第 5 号により改正された最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号を適用することによって、最高裁判所への民事再審を求めての特別抗告が認められる。また、2004 年法律第 5 号で改正された 1985 年法律第 14 号が、民事再審事件を審理するための時間的枠組について言及していないことから、審判に配分する時間的枠組についての疑問が生じる。

民事再審の審理には時間的制限がないという点において、制限がないことから、第一審の裁判所及び控訴審レベルで実施されているような迅速な手続の実現を達成することができない。特許に関する 2001 年法律第 14 号第 122 条は次の通り定めている。「第 121 条第(3)項に定める商事裁判所の決定については、控訴のみを申し立てることができるものとする。」これは次の通り定めている商標に関する 2001 年法律第 15 号第 82 条の規定に沿ったものである。「第 80 条第(8)項に定める商事裁判所の決定については、控訴のみを申し立てることができるものとする。」

商標及び特許に関する法律の上記の二つの条項は、二つの規定が「控訴のみを申し立てることができるものとする。」という同一の文言を有していることを示すものである。

「のみ・・・できる」という文言は、商事裁判所の決定については、その唯一の救済手段は、最高裁判所に対する控訴のための上訴に制限されていることを意味しているか示すものである。上記の解釈に基づけば、民事再審は、認められるべきものではないが、他方、法的確実性のためには、明確かつ確定的な規定を定めることが必要である。上記の問題を解決するために、最高裁判所は、インドネシアの全ての裁判所の頂点にあるものとして、知的財産権の事件について民事再審を認めるべきか認めないべきかについて明確な立場をとり、国民及び下級の裁判所に対して法的確実性を提供すべきである。

この問題についての法的な疑問は、インドネシアの法執行における実務によって克服されてきた。最高裁判所は、司法に関する 2004 年法律第 4 号第 23 条を適用することによって知的財産権の事件についての民事再審という特別の救済手段を認めてきた。同条は、恒久的な法的効力を獲得した裁判所の決定については、民事再審を請求することができる旨規定している。知的財産権に関する既存の法律は、民事再審を特別の救済手段としては一切言及していないにもかかわらず、影響を被る当事者は、最高裁判所に対し民事再審の申立を行なうことができるのであり、最高裁判所は、2005 年法律第 5 号によって改正された 1985 年法律第 14 号を根拠として、申し立てられた民事再審を審理し決定を行なうことになる。

ジャカルタ、2006 年 2 月

参考文献：

1. A.Zen Umar Purba, sambutan pembukaan lokakarya terbatas untuk para Hakim tentang Rahasia Dagang, Desain Industri, Desain Tata Letak Terpadu dan Permasalahannya dalam praktek, dilaksanakan oleh Pusat Pengkajian Hukum tanggal 16 Juli 2001.
2. Jill McKenough, Andrew Stewart , Intellectual Property in Australia Butterworths, Sydney, 1977 (ジル・マックノウ、アンドリュー・スチュワート、オーストラリアの知的財産、バターワース、シドニー、1977年)
3. 特許に関する 2001 年法律第 14 号
4. 商標に関する 2001 年法律第 15 号
5. トレードシークレットに関する 2000 年法律第 30 号
6. 工業デザインに関する 2000 年法律第 31 号
7. 半導体集積回路の回路配置に関する 2000 年法律第 32 号
8. 著作権に関する 2002 年法律第 19 号